

一宮監公表第7号

2025（令和7）年2月7日

一宮市監査委員	長谷川	伸	二
一宮市監査委員	丹	羽	達
一宮市監査委員	八	木	丈之
一宮市監査委員	松	井	哲朗

議会事務局の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、議会事務局の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

議会事務局の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項による定期監査並びに同条第 2 項による行政監査として、議会事務局の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

議会事務局（庶務課、議事調査課）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に 2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目

内部統制の整備及び運用の状況について

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

（1）書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

議会事務局長、次長、担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	2024 年 10 月 28 日 ～2025 年 1 月 24 日
監査事務局による 実地調査	議事調査課	2024 年 11 月 6 日
	庶務課	2024 年 11 月 19 日
監査委員による 本監査	監査事務局会議室	2025 年 2 月 3 日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以上